平成２５年（フ）第４２号
青森県十和田市大字藤島字藤島50番地28
債務者　川村　久子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第２２号
山形県酒田市中野目字割前90番地、前住所山形県酒田市大宮町３丁目15番39号
債務者　阿部　昭治
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第２３号
山形県酒田市中野目字割前90番地、前住所山形県酒田市大宮町３丁目15番39号
債務者　阿部タマ子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第１０７号
群馬県高崎市上豊岡町180―７　シティーパレス上豊岡113号室、住民票上の住所群馬県桐生市相生町１丁目６番地
債務者　飯島喜久江
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１６９号
相模原市緑区青山3188番地３　パーソナルマンション青山Ａ―101
債務者　杉原　泰志
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１７１号
相模原市中央区富士見５丁目21番７号アベニール樹101
債務者　小川　義浩
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１７５号
相模原市中央区横山１丁目５番16号　ハイツ中山303
債務者　伊藤　勇輝
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１７９号
神奈川県座間市広野台１丁目30番17―503号　エクレール相武台
債務者　石橋　和幸
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１８０号
相模原市緑区牧野5723番地１
債務者　天野　洋子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１９６号
静岡県沼津市下香貫清水2150番地の１　サンガーデンしみず205
債務者　綾部　英司
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４３号
静岡県富士宮市大岩295番地の７
債務者　加葉田恭子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第８８号
静岡県富士市中央町１丁目７番10―805号　ダイアパレス富士吉原
債務者　海野　克彦
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２５７号
堺市中区東山733番地５パールハイツ102号、前住所堺市中区東山790番地１
債務者　青木　哲也
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３９４号
堺市西区鳳西町２丁19番地１　レオパレス匠306号、前住所大阪府貝塚市小瀬１丁目４番５号
債務者　中園　英夫
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４２０号
堺市南区桃山台１丁５番３―309号、旧営業所大阪市都島区都島本通３丁目27―20
債務者　ＹＶＣ音楽工房こと　横山　保男
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４５１号
堺市堺区戎之町東１丁１番25―303号
債務者　大角　麻奈
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４６４号
大阪府羽曳野市島泉１丁目21番６―503号
債務者　壽崎　弘子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係